

令和7年度 手話言語講演会

手話を必要とする人が、安心して社会生活を送ることができる環境づくりや、全ての人がお互いの人格と個性を尊重しあえる社会の実現を目指す取組が進んでいる中、手話を言語として位置づけ、その理解促進や普及を目的として手話言語条例の制定を検討する自治体が増えています。

今回、「手話言語とは何か・手話言語条例の基本的な内容や意義」についての講演会（勉強会）を開催します。

この機会に一緒に考えてみませんか？

対象 市民、市内事業所、ボランティア、関係機関の職員

日時 令和7年12月17日(水) 18:30~20:00 (講演は60分程度)

場所 美祢市民会館 2階 大会議室

講師 赤井正志 氏 ((一社)山口県ろうあ連盟 理事長)

定員 80名

参加料 無料

その他 事前質問があれば、電話または申込フォームにて

申込方法 電話、FAX、申込フォーム

[申込フォーム]



(※申込期限は12/10[水]：事前申込の方が優先ですが、定員に達しなければ当日入場も可能です)



手話マーク



筆談マーク



申込・問合せ先 美祢市 福祉課 障害福祉班 TEL0837(52)5227 FAX0837(52)1490